

令和3年6月4日14時00分

資料配布 近畿地方整備局

京都国道事務所

## 国道9号で遮断機の操作訓練を実施します。

～大雨等に伴う通行止めに備えます～

梅雨時期を迎え、大雨等による通行止めの際、迅速に対応することを目的に、国道9号で遮断機の動作確認を兼ねた操作訓練を行います。

京都国道事務所が管理する直轄国道では、大雨時等における異常気象時通行規制区間を設定し、対象区間での連続雨量が規制雨量に達した場合、通行止めを行っています。

梅雨時期を迎えたことを受け、遮断機の操作手順確認等の訓練を実施し、大雨等に伴う通行止めに備えます。

日時：令和3年6月9日（水）15時00分～16時00分

※小雨決行。

場所：京都府南丹市園部町上木崎地先（国道9号 上木崎バス停横）

内容：遮断機の操作訓練

福知山方面車線において遮断機の操作を行います。

その他：訓練実施に伴い、当日は短時間の片側交互通行を行いますので、ご理解とご協力をお願い致します。

現地取材が可能（現地に14時50分までにお越しください。）

※取材の際は、お手数ですがマスク着用と周囲の人との距離をあけるよう、ご協力をお願いします。

<取扱い>

<配布場所> 京都府政記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所

副所長 尾下 嘉春（おした よしはる）

保全対策官 田中 元洋（たなか もとひろ）

電話：075-351-3300（代）

### ◆異常気象時通行規制区間の概要◆

京都国道事務所では、大雨による自然災害から人命を守るため、当事務所の管理区間の内、以下の3箇所では異常気象時通行規制区間を設けています。

各区間に設置した雨量観測所で観測された連続雨量により、段階的に注意強化体制、警戒体制を発令して対策にあたり、連続雨量が各区間の通行止雨量に達した場合、自然災害の危険性が高まると判断し、非常体制を発令するとともに通行止めを実施します。

#### 【異常気象時通行規制区間】

路線名	区 間	延長(km)	規制雨量(連続雨量;mm)
			通行止 (非常体制)
1号	京都市山科区北花山 ～東山区清閑寺(東山地区)	1.1	230
9号	京都市西京区大枝沓掛町 ～亀岡市篠町王子(老ノ坂地区)	4.7	230
9号	南丹市園部町上木崎 ～船井郡京丹波町新水戸(観音地区)	4.0	230

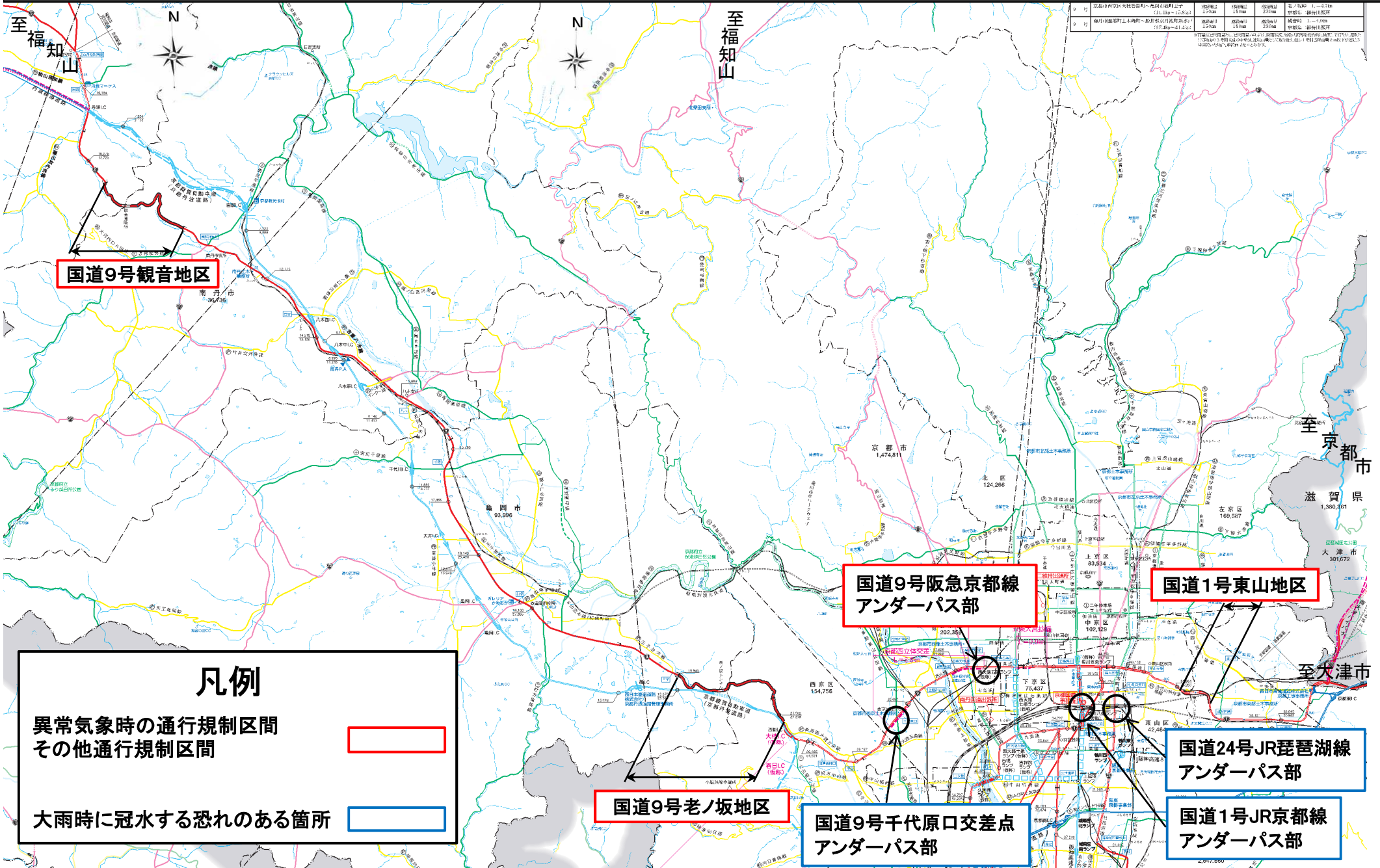
### ◆その他通行規制区間の概要◆

上記以外に集中豪雨等により冠水する恐れのある箇所があります。冠水による通行規制区間は、以下の区間で設けており、段階的に注意体制強化、警戒体制を発令して対策にあたり、冠水水位が9cmに達した場合、非常体制を発令するとともに通行止めを実施します。

路線名	区 間	延長(km)	規制雨量(冠水水位;cm)
			通行止 (非常体制)
9号	京都市右京区西院月双町 ～右京区西院久保田町 (阪急京都線アンダーパス部)	0.1	9cm

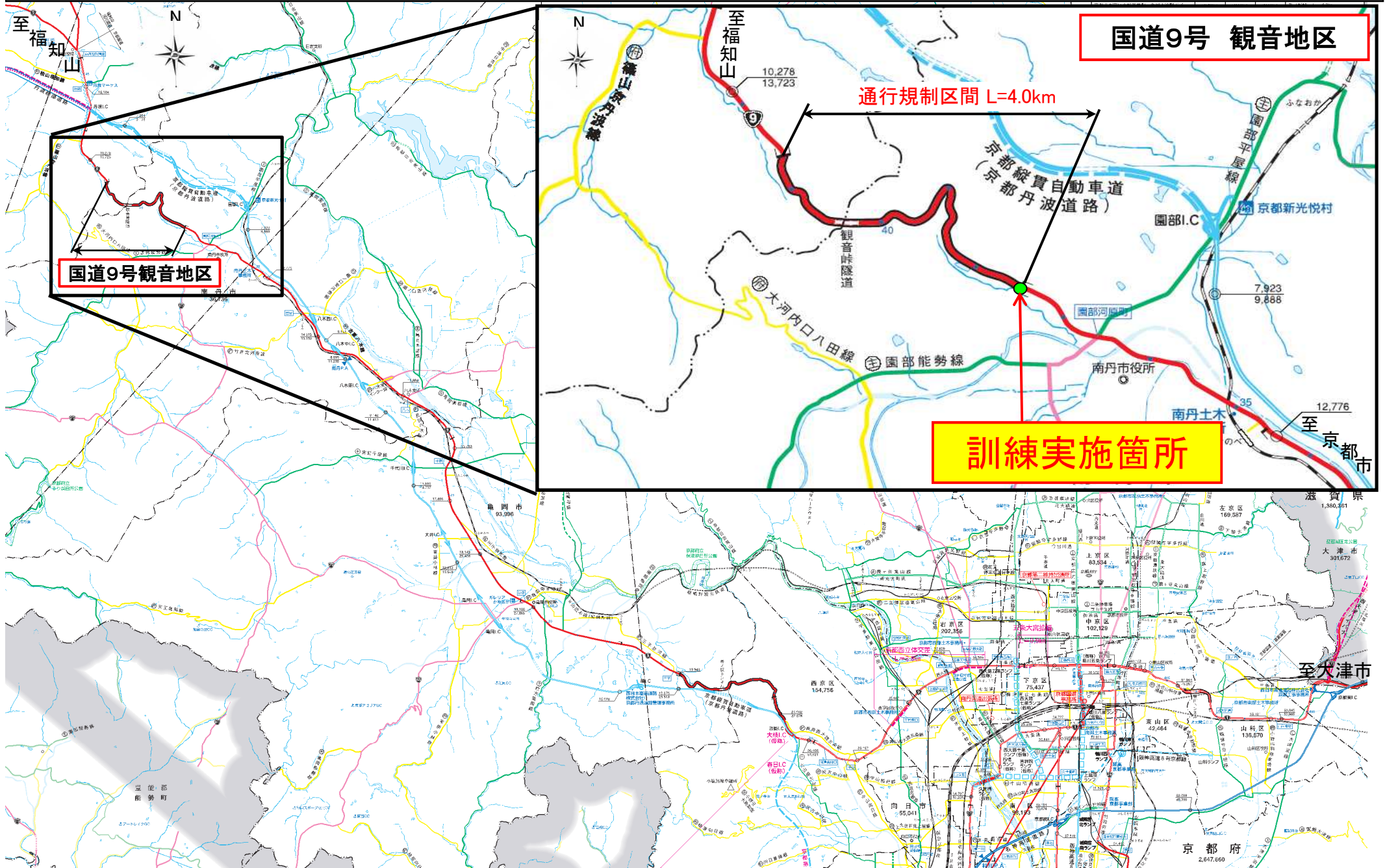
その他に、鉄道や道路と交差するアンダーパス部が3カ所あります。集中豪雨等による大雨時には冠水する恐れがありますので道路情報板等の情報に注意して通行をお願い致します。

# 京都国道事務所 異常気象時における通行規制区間

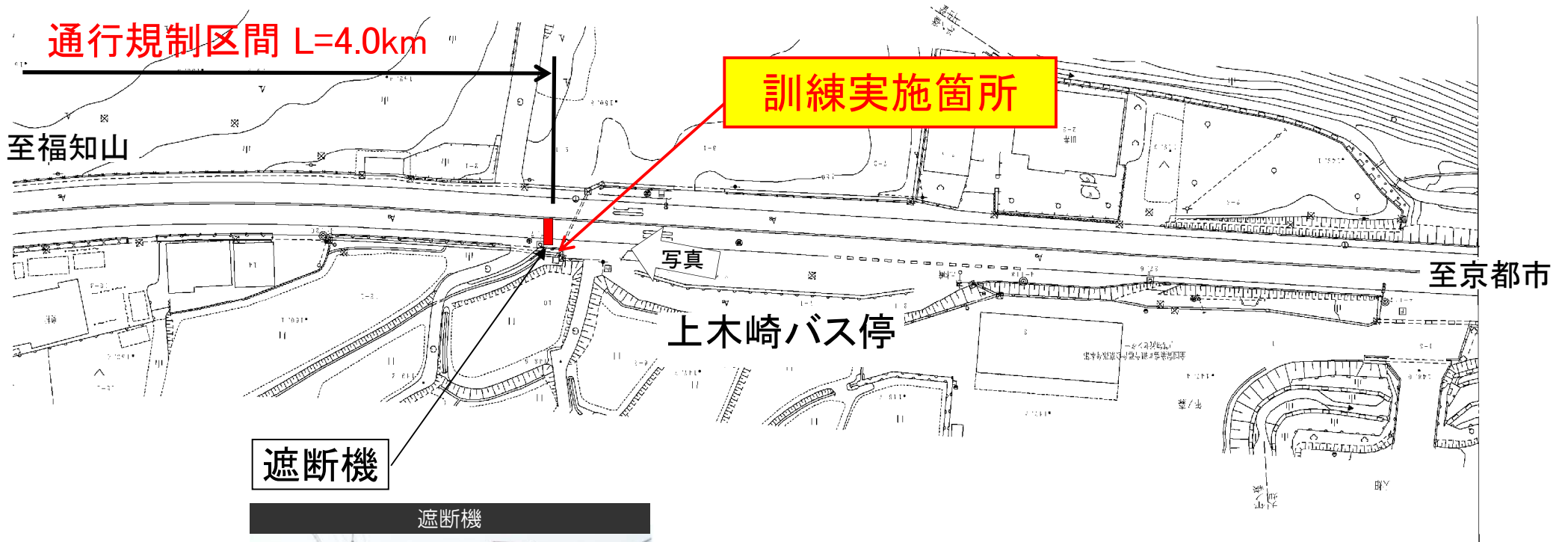




# 国道9号（観音地区）遮断機操作訓練 位置図



# 国道9号（観音地区）遮断機操作訓練 拡大図



※現地取材のため来場される方は、現地係員が駐車案内等を行いますので、その指示に従ってください。

